

議 案 第 6 7 号

松戸市身体障害者結婚祝金支給条例を廃止する条例の制定について

松戸市身体障害者結婚祝金支給条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成31年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

社会情勢の変化に合わせ、障害者に対する支援方法の見直しを図るため。

## 松戸市身体障害者結婚祝金支給条例を廃止する条例

松戸市身体障害者結婚祝金支給条例（昭和46年松戸市条例第10号）は、  
廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正）

- 2 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年松戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項を次のように改める。

3 削除
------

別表第2の3の項を次のように改める。

3 削除
------